

我孫子市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)による影響が長期化する中で、その影響により生活に困窮する世帯に対し、就労による自立を図り、又は就労による自立が困難な場合に円滑に生活保護の受給へつなげるため、我孫子市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(以下「自立支援金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活保護 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護をいう。
- (2) 都道府県社会福祉協議会 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第110条に規定する都道府県社会福祉協議会をいう。
- (3) 再貸付 都道府県社会福祉協議会が、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付けの実施について(令和2年3月11日社援発0311第8号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき実施する総合支援資金の再貸付をいう。
- (4) 自立相談支援機関 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を実施する者をいう。
- (5) 常用就職 期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職をいう。

(支給対象者)

第3条 自立支援金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、

次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 再貸付を受けた者であって、自立支援金の支給の申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月が、当該再貸付が満了する月以後であるもの

イ 申請日以前に都道府県社会福祉協議会長から再貸付をしない決定を受けた者

ウ 再貸付の申請をするために、自立相談支援機関への相談等を行ったが、支援の決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかった者

(2) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持する者

(3) 申請日の属する月における、自立支援金の支給の申請をした者（以下「申請者」という。）及び当該申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）の収入の額を合算した額が、我孫子市税条例（昭和30年条例第14号）第24条第2項の規定により、令和3年度分の均等割を課さないこととなる者の収入の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を12で除して得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額。以下「基準額」という。）及び生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める額（第9条第2項において「住宅扶助基準に基づく額」という。）を合算した額以下であること。

(4) 申請日における申請者等の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は、100万円とする。）以下であること。

(5) 次のいずれかに該当する者

ア 公共職業安定所に求職の申込みをした者であって、常用就職を目指し、次に掲げる求職活動の全てを行うもの

(ア) 毎月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

こと。

(イ) 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。

(ウ) 毎週1回以上、求人先へ応募を行うこと又は求人先の面接を受けること。

イ 生活保護法第24条第1項の規定による申請をした者であって、当該申請に対し、同条第3項の規定による通知を受けていないもの
ウ その他ア及びイのいずれにも該当しないことについて正当な理由があると市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、申請者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、自立支援金の支給の対象としない。

(1) 自立支援金に相当するものの支給を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村から受けている場合

(2) 生活保護を受けている場合

(3) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金の支給を受けている場合

(4) 偽りその他不正の手段により再貸付を申請した場合

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合

（支給額及び支給期間）

第4条 支給対象者に対して支給する自立支援金は、1月ごとに支給し、その支給額は、次の各号に掲げる申請者等の数に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 1人 月額6万円

(2) 2人 月額8万円

(3) 3人以上 月額10万円

2 自立支援金の支給期間は、3月とする。

（支給の申請）

第5条 自立支援金の支給を受けようとする支給対象者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、令和3年8月31日までに市長に申請しなければ

ばならない。

- (1) 別に定める確認書
- (2) 本人確認書類の写し
- (3) 再貸付に係る借用書の写しその他の第3条第1項第1号に該当することが分かる書類
- (4) 申請者等の申請日の属する月における収入の額が分かる書類
- (5) 申請者等が申請日において所有する金融資産が分かる書類
- (6) 公共職業安定所に求職の申込みをしたことが分かる書類（第3条第1項第5号アに該当する場合に限る。）
- (7) 生活保護法第24条第1項の規定による申請をしたことが分かる書類（第3条第1項第5号イに該当する場合に限る。）
- (8) 自立支援金の振込先口座の金融機関名、口座番号及び口座名義人が分かる書類
(支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、自立支援金の支給の可否を決定し、別に定める通知書により、申請者に通知するものとする。

(支給の方法)

第7条 自立支援金の支給は、申請者が指定する金融機関の口座へ振り込む方法により行うものとする。

(求職活動の報告等)

第8条 第6条の規定により支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、第3条第1項第5号アに掲げる求職活動を行ったことを、別に定める報告書等により、市長に報告しなければならない。ただし、受給者が同号イに該当するときは、この限りでない。

- 2 受給者は、常用就職したときは、別に定める届出書を市長に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する届出を行った受給者は、当該届出を行った日の属する月以降毎月1回、当該受給者の収入の額が分かる書類を市長に提出しなければならない。

(支給の中止)

第9条 市長は、受給者が支給対象者の要件に該当しなくなったとき、若しくは禁錮以上の刑に処せられたときは直ちに、又は常用就職した場合であって、受給者の収入の額が基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額を超えたときは当該収入を得た月から、自立支援金の支給を中止するものとする。

2 市長は、前項の規定により自立支援金の支給を中止したときは、別に定める通知書により、受給者に通知するものとする。

(支給の決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により自立支援金の支給の決定を受けた者がある場合は、当該支給決定を取り消すとともに、既に自立支援金を支給しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 自立支援金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、自立支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和4年1月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により支給の決定を受けた者に係る第10条に規定する支給の決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。